

オンライン本会議開催に必要となる地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルスによる感染症は、いまだ終息の見通しが立たず、医療関係のみならず社会経済の混乱も続いている。そのため、国や各地方では、関係する法改正や予算措置など、国民の命や安心安全な日々の生活を守るための様々な思案を行い、有効と思われる取組を実施している。このような危機に際しては、行政の役割は重要であるが、国民主権の観点から、国民の代表である議員で構成される議会の役割もより重要となっている。

しかし、今回のような感染症による危機発生時や、今後、新型コロナウイルスより感染力や致死率が高い未知のウイルスが出現した場合には、多くの議員が感染か感染のおそれによる隔離措置の対象となり定足数が満たせない、集団感染防止の観点により議場に参集できないなどといった事態を想定する必要があるが、現在ではなされておらず、国としても地方としても混乱すると思われる。

そのような中、昨年4月に総務省より、オンラインによる議会審議について、委員会は条例や規則の改正で可能との見解が各都道府県などに通知された。しかし、議会の意思形成の過程である委員会審議においてオンライン化を認めても、議決を行う本会議でのオンライン化ができなければ、議会運営上の利点は限られる。また、オンライン化の有用性を認め、委員会では可能との見解を示しながら、本会議での導入を否定するところに合理性は見いだせない。

そのため、昨年5月には全国都道府県議会議長会が委員会で認められているオンライン開催を本会議でも認めるよう政府に求めることを決議し、また、多くの地方自治体より同内容の意見書も出されるなど、オンラインによる本会議開催を求める声は強まっている。

世界的にも、欧州議会をはじめイギリスやドイツでもオンライン議会を実施しており、また、行政のデジタル化や民間事業所へのテレワーク推進など、オンライン化を進める菅政権としては、国会や地方議会においても率先しオンライン化を進める必要があると考える。

宇都宮市議会でも、災害等対応方針行動マニュアルを作成し、備えの強化を図っているが、新型コロナ等の感染症により議員にクラスターが発生した場合や、国からの外出制限が強化され参集できない事態における議会運営については、地方自治法の規定内での議論となるため、議決方法については結論が出せずにいる。

よって、このような状況を改善するため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 感染症等による非常時においても、国民主権にとって重要な手続きである議会

での議決が行える仕組みを万全なものとするため、地方議会の判断で、オンライン等による本会議開催が可能となるよう、地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年3月23日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
総務大臣
衆・参両院議長

} あて